

議案第9号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(銃器犯罪捜査手当)

第21条 銃器犯罪捜査手当は、職員が防弾装備を着装し、武器を携帯して行う次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1)～(4) 略

(5) 暴力団若しくは暴力団に類する組織又は銃器を使用するおそれのある者による危害を防止するために保護を受ける者の身辺警護又は居宅等に対する張付警戒の作業

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

(4) 前項第4号及び第5号の作業 820円

附 則

(施行期日)

1 略

(東日本大震災の被災地における作業に係る死体取扱手当の特例)

2 略

(東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の特例)

(銃器犯罪捜査手当)

第21条 銃器犯罪捜査手当は、職員が防弾装備を着装し、武器を携帯して行う次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1)～(4) 略

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

(4) 前項第4号の作業 820円

附 則

(施行期日)

1 略

(東日本大震災の被災地における作業に係る死体取扱手当の特例)

2 略

(東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の特例)

3及び4 略

5 第18条第1項に規定する場合のほか、職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急手当を支給する。

(1) 略

(2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により警戒区域に設定することとされた区域（前号、第4号及び第5号に規定する区域並びに本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域を除く。）において行う作業

(3) 本部長指示により居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域（前2号、次号及び第5号に規定する区域並びに本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域を除く。）において行う作業

(4) 本部長指示により帰還困難区域に設定することとされた区域（第1号に規定する区域を除く。）において行う作業

3及び4 略

5 第18条第1項に規定する場合のほか、職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急手当を支給する。

(1) 略

(2) 前号に規定する区域の周辺の区域であって、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用する災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定により警戒区域に設定された区域（警戒区域が設定されるまでの間の当該区域を含む。）において行う作業

(3) 前号に規定する区域の周辺の区域であって、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用する災害対策基本法第60条第1項の規定により避難のための立退き又は計画的な立退きを指示された区域（指示があるまでの間の当該区域を含む。）において行う作業

(4) 第2号に規定する区域の周辺の区域であって、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用する災害対策基本法第60条第1項の規定により屋内への退避を指示された区域（指示があるまでの間の当該区域を含む。）におい

(5) 本部長指示により居住制限区域に設定することとされた区域（第1号及び前号に規定する区域を除く。）において行う作業

6 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内において行うもの 40,000円

(2) 前項第1号の作業のうち前号及び次号に掲げるもの以外のもの 13,300円

(3) 前項第1号の作業のうち人事委員会が定める施設内において行うもの 3,300円

(4) 前項第2号及び第4号の作業のうち屋外において行うもの 6,600円

て行う作業（前号に掲げる作業を除く。）

6 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業のうち人事委員会が定める施設内において行うもの 5,000円

(2) 前項第1号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 20,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）

(3) 前項第2号の作業のうち屋外において行うもの 10,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を

(5) 前項第2号及び第4号の作業のうち屋内において行うもの
1,330円

(6) 略

(7) 略

(8) 前項第5号の作業のうち屋外において行うもの 3,300円

(9) 前項第5号の作業のうち屋内において行うもの 660円

7 略

加算した額)

(4) 前項第2号の作業のうち屋内において行うもの 2,000円

(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事
した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を

加算した額)

(5) 略

(6) 略

(7) 前項第4号の作業 2,500円

7 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「旧条例」という。）附則第5項第3号の作業のうち原子力災害対策特別措置法

(平成11年法律第156号) 第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により帰還困難区域に設定することとされた区域において平成24年4月16日以後に行われたものに対する旧条例附則第6項の規定の適用については、同項第5号中「5,000円」とあるのは「6,600円」と、同項第6号中「1,000円」とあるのは「1,330円」とする。

(手当の内払)

3 前項の規定を適用する場合には、旧条例の規定に基づいて支給された手当は、同項の規定による手当の内払とみなす。